

組合員本人が

コロナに罹患

収入が減った

健康保険料が免除

中央建設国民健康保険にご加入の皆様へ

中建国保（千葉土建で加入している健康保険）では、「コロナウイルスに罹患した」または「収入が減少した」組合員に対し、毎月お支払いいただいている保険料の免除を行います。

最大6カ月免除

最大4カ月免除

最大3カ月免除

組合員がコロナに感染し重篤な状況となった

組合員の収入が去年と比べ40%以上50%未満減少した ※

組合員の収入が去年と比べ30%以上40%未満減少した ※

組合員の収入が去年と比べ50%以上減少した ※

※2019年1月～12月収入の1/4と比べ2020年4月～6月の収入が減少していた組合員が対象です。

※届け出には収入が減少したという証明等が必要となります。

※2019年1月～12月と2020年4月～6月の働き方・就労先が変更になったことによって収入が減少した場合は対象外となります。

対象かも？

詳しくは千葉土建へご相談下さい